



いじめ問題について（平成29年11月一般質問）

次に、いじめ問題についてお尋ねします。

昨年7月26日、当時県立高校の男子生徒がJR山陽本線の駅で、列車にはねられ死亡するという事故が起きました。

その6日後の8月1日、ご遺族から「いじめがあったのでは」という訴えがあり、県教委では、いじめ防止対策推進法に基づく「いじめの重大事態」に当たるとして、8月12日、**第三者組織である調査部会を設置**され、調査を進めて来られました。県教委の調査委員会による重大事態の調査は、県内の高校では初めてとのことです。

調査部会は、教育をはじめ、社会福祉や精神保健分野等の専門家で構成され、41回の調査部会を開催され、アンケートや聞き取り調査さらには、SNSのデータ等を基に調査を進められました。

その結果、いじりやからかい等のいじめが自殺に影響したと考えられるが、本事案には複雑かつ様々な要因があり、いじめのみを自殺の要因と考えることはできない旨の結論を出され、去る11月21日、調査報告書を公表されました。

実は、この男子生徒のおばあちゃんは、以前からよく存じ上げている方です。この事故が起こった後、ご遺族の皆さんは、悲しみと苦しみと淋しさと自責の念の中に身を置き、それぞれが自分を追い詰め、何が原因だったのだろう。母として、父として、祖父母として、何をしてあげれば、死なせずに済んだのだろうか・・・なぜ、死を選ばざるを得なかったのだろうか・・・**1年4か月の時（トキ）**が経っても、いまだ、全員の時計はあの日で止まったままです。

大切な家族を亡くした人にしかわからない世界。しかも、おなかを痛めて産んだ子供を失った母親の苦しみ、自分が身代わりになることができればと、愛おしい孫を思う祖父母のやりきれなさはいかばかりかと推察するに余りあります。

亡くなった彼も、10代という若さで死にたかったわけではない、きつともっと生きたかったはずです。

ご遺族の方にとっては、この度提出された報告書は単なる書類ではありません。時計の針を進めていくためにも、大きな意味を持つべきものです。

だからこそ、可能な限り、ご遺族の気持ちを汲み取り、理解することが、求められていると思いますし、そういう姿勢こそが、亡くなった彼の人権を尊重することにもつながるのだと思います。

実際にご遺族と向き合いながら調査を進めるにあたっては、言葉の解釈一つとっても、様々な配慮すべきこと、相手の立場に立つことで初めて見えてくるものもあるのではないかと思います。

委員の皆様は、様々な分野における専門家であります。

しかしながら、ご遺族にとっては、委員の中に、自分達の本当の悲しみや苦しみを理解してくれる人があるのか、自分達の思いを受け止めてくれる人があるのだろうか、考えても不思議はありません。

例えば、自分の子供を失った事がある人、いじめにより子供が死ぬほどの苦しみを経験したことがある親など、その痛みを真に理解できる立場の人に委員に加わっていただく等、調査の客観性や信頼性を高めていくために、できることは、まだあるのではないかと思います。

先般、発表された文科省の調査結果を見ましても、いじめとして把握された事案の数は増加しており、いじりやからかいといった、従来悪ふざけ程度にしか認識されてなかったものも、受け止める側の感じ方によりいじめに含まれるなど、その対応は難しくなる一方です。

しかしながら、事は、かけがえのない子供の命に関わる問題ですから、その根絶に向けた努力を惜しむようなことがあってはなりません。

そこでお尋ねします。

亡くなった彼の存在と思いを、彼が生きてきた証として、決して風化させることなく、これから具現化していくことが県教委の責任であると思います。この度の事案を踏まえ、今後、いじめや自殺の防止にどう取り組まれるのか、再発防止に向けた浅原教育長の決意とともに、ご所見をお伺いします。

< 浅原司県教育長答弁 >

この度の事案を踏まえたいじめ問題への対応についてのお尋ねにお答えします。

いじめは、児童生徒の心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、児童生徒の生命や身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、何よりも未然防止の取組が重要と考えています。

このため県教委では、「山口県いじめ防止基本方針」に基づき、思いやりの心や命を大切に
する心を育む道徳教育や、豊かな人間関係を築くための体験活動など、全ての教育活動を通じて心の教育を推進し、子どもたちの豊かな心の育成を図るとともに、きめ細かな見守りや定期的な生活アンケート、教育相談の実施など、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に努めているところです。

このような中、この度の痛ましい事案が発生し、未来ある若い命が失われたことは、誠に痛恨の極みであり、これまでの取組の一層の充実を図るとともに、本事案の調査により明らかになった新たな課題等を踏まえ、県の基本方針の改定等を行なうこととしています。

本方針においては、児童生徒がいじめの問題を自分の事として捉え、考え、議論することなど、いじめに主体的に向き合う取組を推進することや、教職員のいじめに係る情報の抱え込みを防ぐため、いじめを発見し、または相談を受けた場合は、他の業務に優先して速やかに対応し、学校の組織的な対応を行うことなどを盛り込むこととしています。

また、いわゆるいじりと言われる行為への対応として、行き過ぎたいじりには、教職員が介入し適切な指導を行うことや、児童生徒の被害性に着目しいじめの判断を行うことなど、本事案を踏まえた対応を加えることとしており、教員も含めていじりについての認識を改めるとともに、学校現場における指導の徹底や専門研修等を通じた教員の資質向上に取り組んでまいります。

さらに、自殺防止に向けた取組については、学校の自殺予防教育の導入に向け、専門家の知見をお借りしながら、今後、学校現場の実情に応じた指導マニュアルを作成するなど、自殺予防教育の効果的な推進方策について検討してまいります。

県教委といたしましては、この度の事案を厳粛に受け止めるとともに、決して風化させることなく、今後のいじめ、自殺防止対策にしっかりと生かしていけるよう、全力を挙げて取り組んでまいります。